

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

岩手県人事委員会

委員長 渡辺正和

岩手県人事委員会規則第10号

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

期末手当及び勤勉手当に関する規則（昭和39年岩手県人事委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(期末手当に係る在職期間)</p> <p>第6条 [略]</p> <p>2 前項の期間の算定については、次に掲げる期間を除算する。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 休職にされていた期間（次に掲げる期間を除く。）については、その2分の1の期間</p> <p>ア～ウ [略]</p> <p>(5)～(7) [略]</p> <p>第7条 基準日以前6箇月以内の期間において第3条第2号ウからカまで及び同条第3号アからカまでに掲げる職員が給与条例又は給与等条例の適用を受ける職員となった場合（同号アからカまでに掲げる者にあつては、あらかじめ人事委員会の定める場合に限る。）は、その期間内においてそれらの者として在職した期間は、前条第1項の在職期間に算入する。</p> <p>2 前項の期間の算定については、<u>前条第2項の規定を準用する</u>。</p> <p>(一時差止処分に係る在職期間)</p> <p>第7条の2 [略]</p> <p>2 第3条第2号ウからカまで及び同条第3号アからカまでに掲げる者が引き続き給与条例又は給与等条例の適用を受ける職員となった場合（同号アからカまでに掲げる者にあつては、あらかじめ人事委員会の定める場合に限る。）は、それらの者として在職した期間は、前項の在職期間とみなす。</p> <p>(勤勉手当に係る勤務期間)</p> <p>第12条 [略]</p> <p>2 前項の期間の算定については、次に掲げる期間を除算する。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 休職にされていた期間（第6条第2項第4号アに掲げ</p>	<p>(期末手当に係る在職期間)</p> <p>第6条 [略]</p> <p>2 前項の期間の算定については、次に掲げる期間を除算する。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 休職にされていた期間（次に掲げる期間を除く。）については、その2分の1の期間</p> <p>ア～ウ [略]</p> <p><u>エ その職員の職務に密接な関連があると認められる学術研究その他の業務に従事することによる休職の期間のうち人事委員会の定める期間</u></p> <p>(5)～(7) [略]</p> <p>第7条 基準日以前6箇月以内の期間において第3条第2号ウからカまで及び同条第3号アからカまでに掲げる者が給与条例又は給与等条例の適用を受ける職員となった場合（同号アからカまでに掲げる者にあつては、あらかじめ人事委員会の定める場合に限る。）は、その期間内においてそれらの者として勤務した期間は、前条第1項の在職期間に算入する。</p> <p>2 前項の期間の算定については、<u>前条第2項各号に掲げる期間に相当する期間を除算する</u>。</p> <p>(一時差止処分に係る在職期間)</p> <p>第7条の2 [略]</p> <p>2 第3条第2号ウからカまで及び同条第3号アからカまでに掲げる者が引き続き給与条例又は給与等条例の適用を受ける職員となった場合（同号アからカまでに掲げる者にあつては、あらかじめ人事委員会の定める場合に限る。）は、それらの者として勤務した期間は、前項の在職期間とみなす。</p> <p>(勤勉手当に係る勤務期間)</p> <p>第12条 [略]</p> <p>2 前項の期間の算定については、次に掲げる期間を除算する。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 休職にされていた期間（第6条第2項第4号アに掲げ</p>

る期間並びに同号イ及びウの休職の期間のうち人事委員会の定める期間を除く。) (5)～(13) [略] 3 [略]	る期間及び同号イからエまでの休職の期間のうち人事委員会の定める期間を除く。) (5)～(13) [略] 3 [略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。